

**テーマ：再考 子ども手当の影響**

発表日：2010年7月2日（金）

～子育て世帯を意識した給付付き税額控除導入が望まれる～

第一生命経済研究所 経済調査部

執筆 エコノミスト 梅崎 知恵 (03-5221-4573)

監修 主席エコノミスト 永濱 利廣 (03-5221-4531)

## (要旨)

- 6月から子ども手当の支給が開始された。2010年度の子ども手当給付総額は2.3兆円だが、高校授業料、児童手当、扶養控除の改正を含めたネット給付総額は1.6兆円程度となる。また、定額給付金等の前例から消費に回るのは3~4割程度と予想される。仮に4割が消費に回ったとしても、GDPを+0.1%程度押し上げるにとどまる。
- 消費効果の波及先として教育関連が期待されているが、教育への支出は景気悪化局面においても節約されていなかった可能性が高く、これまで節約対象となっていた娯楽関連を含め、幅広い分野に薄く広く効果が見込まれる。
- 子供手当は2011年以降満額支給の予定であったが、財源確保の問題から満額支給は見送られる方針となった。2012年6月からは住民税の扶養控除も廃止となり、新制度への移行が完了する2013年度には家計手取り収入額が減少する世帯も生じる。更に配偶者控除が廃止された場合、多くの世帯で収入減となるため、半額支給据え置きで配偶者控除廃止となる可能性は低い。
- 玄葉政調会長が言及した「支給額を20,000円に引き上げた上で配偶者控除廃止」の場合、子育て世帯への所得再配分は強化されるが、子どものいない世帯は負担増のみの影響を受けるため、反発の声も多い。そこで、所得再配分機能強化の手段である「所得控除から税額控除」の考えに基づき、配偶者控除廃止の代替として子ども手当拡充ではなく給付付き税額控除を導入した場合、子どもなし世帯の負担増を抑えて所得再配分を図ることが可能となる。
- 給付付き税額控除の導入には国民番号制度が不可欠であるが、最近では消費税の逆進性対策に給付付き税額控除を活用する等の目的により、政府内で番号制度の導入を目指す動きが活発化している。給付付き税額控除導入の際は、逆進性対策だけでなく子育て世帯への所得再配分を意識した制度設計も検討すべきである。

**○子ども手当支給開始**

2010年3月に成立した子ども手当法に則り、6月から子ども手当の支給が開始された。支給開始に伴い、その経済刺激効果が期待されているが、児童手当廃止や扶養控除の見直しを加味すると効果は限定的である可能性もある。また、住民税の扶養控除も見直しの対象となったため、2012年6月以降は手取り収入がマイナスとなる世帯も生じる見通しである。

そこで本稿では、今年度の子ども手当支給が経済に及ぼす影響と、今後、子ども手当と控除見直し等の税制改正が家計の収入にどういった変化を及ぼすかについて考察したい。

## ○経済への影響

### (1) ネットの支給総額 1.6 兆円、消費増加効果は 3～4 割程度

ここでは、子ども手当の支給が経済に与えるインパクトについて検証を行う。2010 年度子ども手当で給付総額は約 2.3 兆円であるが、高校授業料無償化の予算として計上された 3,933 億円を給付として加える一方、国民の負担となる児童手当の廃止で 9,316 億円、扶養控除の見直し<sup>1</sup>で 818 億円をマイナス要因として加味すると、ネットの給付額は 1.6 兆円程度となる（資料 1）。

また、1.6 兆円のうち消費に回る割合によって経済効果の規模は変わってくるが、過去の給付金支給時を参考にすると、1999 年の地域振興券は 32%、定額給付金は子どものいない世帯で 27.3%、子どものいる世帯で 33.8%と概して約 3 割が消費に回っており、子ども手当についても同程度の消費増加効果を持つものと考えられる（資料 2）。加えて、内閣府が行った「定額給付金に関連した消費等に関する調査」において、子どもの人数増に従って消費増加率が高まったという結果が得られていることや、子ども手当は定額給付金と異なり継続性があることから、リーマンショック以降の節約疲れと相俟って消費に回る割合が予想より高まる可能性も考えられる。

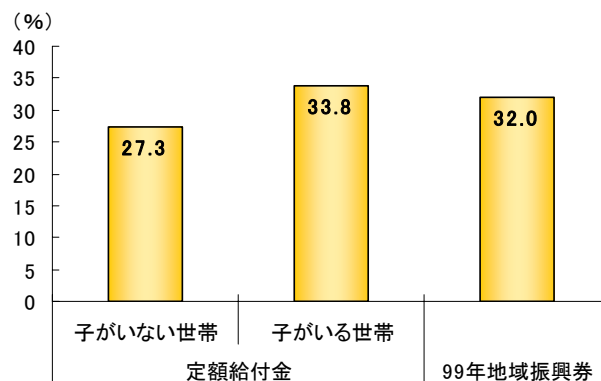
ただし、仮に給付総額の 4 割が消費に回ったとしても、1.6 兆円×0.4=6,500 億円の消費増加であり、今年度の GDP を約 0.1%押し上げる程度である。

資料 1 子ども手当等による 2010 年度ネット給付額  
単位:億円

給付増	高校授業料無償化	3,993
	子ども手当	22,554
負担増	児童手当廃止	-9,316
	扶養控除見直し	-818
ネット給付額		16,413

(出所) 財務省等

資料 2 給付金支給時の消費増加効果



(出所) 内閣府、経済産業省

### (2) 消費押し上げ効果は広く薄く

続いて、子ども手当の用途について考察する。子ども手当制度は教育関連への支出増が期待されているが、教育支出は不景気においても節約されにくいいため、逆にこれまで節約の対象となっていた分野への支出が増えることも期待できる。（資料 3）は総務省の「2005 年産業連関表」を用いて各分野の押し上げ効果を試算したものである。幅広い卸小売の他、貯蓄金融商品への押し上げ効果が高いことがわかる。また、ここからも、これまで節約の対象だった旅行や外食、娯楽サービス等に広く薄く効果が及ぶと期待されることが窺える。

<sup>1</sup> 2010 年度は、2011 年 1 月～3 月の所得税に対する扶養控除のみが見直し対象

資料3 ネット給付(1.6兆円)の付加価値押し上げ効果

順位	部門	付加価値誘発額 10億円
	合計	650.0
1	商業	110.4
2	金融・保険	44.3
3	その他の対事業所サービス	25.5
4	住宅賃貸料	22.6
5	通信	19.1
6	道路輸送	16.7
7	教育	15.4
8	食料品	14.8
9	飲食店	14.8
10	娯楽サービス	13.9

(出所)総務省「2005年産業連関表」等より第一生命経済研究所試算

### ○家計への影響

次に、子ども手当支給や控除の見直しが家計の収入に及ぼす影響を試算した。子ども手当は、当初2011年度以降満額の26,000円/月を支給する方針が定められていたが、財源確保の見通しが立たず、民主党の参院選マニフェストでは満額支給の明記を見送り、子育て支援サービスの現物給付による上積みも検討する方針へと転換した。子ども手当の財源としては、既に実施されている児童手当廃止と扶養控除廃止に加えて、所得再配分機能強化の目的を含め配偶者控除の廃止が検討されていた。しかし、民主党政調会長の玄葉公務員制度改革・少子化担当相は、半額支給の状態で配偶者控除を廃止した場合、多くの世帯で収入減となることから、支給額を13,000円に据え置く限り配偶者控除廃止は見送る考えを示している。一方で、支給額を20,000円に引き上げた場合には配偶者控除廃止が有り得るとも発言しており、今後の配偶者控除廃止の可能性が消失したとは言えない。

以下では、半額支給が継続する場合や配偶者控除の廃止が実現した場合等のケース別に家計への影響額を試算した。具体的には、2010年度税制改正による新制度への移行が完了する2013年以降の片働き世帯への影響額を、子ども手当支給と高校授業料無償化をプラス要因、2010年度税制改正で成立した扶養控除見直しと児童手当廃止をマイナス要因として、世帯年収別、家族構成別に試算した(資料4)。

資料4 片働き世帯の影響額 (1)

単位：万円

年収	子どもなし	子ども1人				子ども2人				子ども3人		
		3歳未満	3歳～小学生	中学生	高校生	3歳未満と小学生	小学生と中学生	中学生と高校生	高校生と大学生	3歳未満と小学生2人	小学生と中学生と高校生	中学生と高校生と大学生
<b>①13,000円支給・配偶者控除あり</b>												
300	0.0	-1.6	4.4	10.4	9.6	2.8	14.8	21.0	10.8	9.3	28.9	25.9
500	0.0	-2.4	3.6	9.6	9.6	2.0	14.0	20.0	9.6	6.4	24.4	20.0
700	0.0	-5.6	0.4	6.4	8.3	-3.1	8.9	16.8	8.3	-0.6	19.3	17.2
1000	0.0	4.7	4.7	4.7	5.8	9.4	9.4	10.5	5.8	14.1	15.2	10.5
<b>②13,000円支給・配偶者控除なし</b>												
300	-5.2	-6.8	-0.8	5.2	5.7	-2.4	9.6	15.8	6.6	4.1	23.7	21.7
500	-7.1	-9.5	-3.5	2.5	4.1	-5.1	6.9	14.0	4.4	-0.7	18.4	14.8
700	-10.9	-16.5	-10.5	-4.5	-4.9	-14.0	-2.0	7.6	1.2	-11.5	10.1	10.1
1000	-10.9	-6.2	-6.2	-6.2	-13.2	-1.5	-1.5	-0.4	-5.1	3.2	4.3	-0.4
<b>③20,000円支給・配偶者控除なし</b>												
300	-5.2	1.6	7.6	13.6	5.7	14.4	26.4	24.2	6.6	29.3	40.5	30.1
500	-7.1	-1.1	4.9	10.9	4.1	11.7	23.7	22.4	4.4	24.5	35.2	23.2
700	-10.9	-8.1	-2.1	3.9	-4.9	2.8	14.8	16.0	1.2	13.7	26.9	18.5
1000	-10.9	2.2	2.2	2.2	-13.2	15.3	15.3	8.0	-5.1	28.4	21.1	8.0

注：共働き世帯で配偶者控除を受けている世帯を含む

基礎控除、配偶者控除は所得税で38万円、住民税で33万円とした。

税制改正後の扶養控除は16歳以上18歳以下の子どもに対して所得税で38万円・住民税で33万円、

19歳以上23歳未満の子どもに対して所得税で63万円・住民税で45万円とした。

給与所得のみとし、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除は給与所得者の平均とした。

住民税の均等割りは4千円とした。高校授業料は一律12万円とした。

(出所) 国税庁「民間給与実態調査」等から当社作成

まず、①「13,000円支給、配偶者控除あり」の試算結果を確認すると、3歳未満の子ども1人世帯は、旧制度で児童手当の満額給付を受けていた影響から、制度移行に伴い収入が減る世帯が多い。加えて、(資料4)の年収700万円世帯の様に、扶養控除見直しの影響で適用税率がランクアップし、増税額が子ども手当受取額を上回る世帯が出てくることがわかる。この状態から更に配偶者控除を廃止した場合(①と②「13,000円支給、配偶者控除なし」の比較)、手取り収入が減少する世帯が増加し、特に子ども1人世帯では多くの世帯で大幅な収入減となることがわかる。したがって、支給額据え置きでの配偶者控除廃止は実施されない可能性が高い。

次に、玄葉政調会長が言及した③「20,000円支給、配偶者控除なし」の場合、子どもの人数増加に伴う収入の増加幅が大きくなるため、子供の多い世帯への再配分機能がより強く働くことがわかる。また、①と比較すると、変更によって低所得層への配分が厚く、高所得層への配分が薄くなっている。したがって、「控除から手当へ」の推進は、所得控除による逆進性を緩和するため、概ね低所得層に有利となることが確認できる。

しかし、配偶者控除を廃止すると、子どものいない世帯では子ども手当の恩恵が無く大幅な負担増となるため反発の声も多い。そこで、所得再配分機能強化の手段である「所得控除から税額控除」の考えに基づき、配偶者控除廃止の代替として、子ども手当拡充ではなく給付付き税額控除の導入が実施された場合の家計への影響額を試算した(資料5)。なお、給付付き税額控除とは、税額控除額が所得税額を上回る場合に、上回った額を現金給付する仕組みであり、通常の所得控除や税額控除と比べてより低所得層に有利な制度であると言える。なお、ここでは簡便的に、どの世帯も一律5万円の給付付き税額控除が導入されたものとして、

仮に算出所得税額が3万円の世帯は、3万円-5万円（税額控除額）=2万円の給付金が支給され、算出所得税額が10万円の世帯は、10万円-5万円（税額控除額）=5万円の税金を支払うという計算に基づいて試算した。

資料5 片働き世帯の影響額（2）

単位：万円

年収	子どもなし	子ども1人				子ども2人				子ども3人		
		3歳未満	3歳～小学生	中学生	高校生	3歳未満と小学生	小学生と中学生	中学生と高校生	高校生と大学生	3歳未満と小学生2人	小学生と中学生と高校生	中学生と高校生と大学生
<b>③20,000円支給・配偶者控除なし</b>												
300	-5.2	1.6	7.6	13.6	5.7	14.4	26.4	24.2	6.6	29.3	40.5	30.1
500	-7.1	-1.1	4.9	10.9	4.1	11.7	23.7	22.4	4.4	24.5	35.2	23.2
700	-10.9	-8.1	-2.1	3.9	-4.9	2.8	14.8	16.0	1.2	13.7	26.9	18.5
1000	-10.9	2.2	2.2	2.2	-13.2	15.3	15.3	8.0	-5.1	28.4	21.1	8.0
<b>④13,000円支給・配偶者控除なし・給付付き税額控除5万円</b>												
300	-0.2	-1.8	4.2	10.2	10.7	2.6	14.6	20.8	11.6	9.1	28.7	26.7
500	-2.1	-4.5	1.5	7.5	9.1	-0.1	11.9	19.0	9.4	4.3	23.4	19.8
700	-5.9	-11.5	-5.5	0.5	0.1	-9.0	3.0	12.6	6.2	-6.5	15.1	15.1
1000	-5.9	-1.2	-1.2	-1.2	-8.2	3.5	3.5	4.6	-0.1	8.2	9.3	4.6

注：共働き世帯で配偶者控除を受けている世帯を含む

基礎控除は所得税で38万円、住民税で33万円とした。

税制改正後の扶養控除は16歳以上18歳以下の子どもに対して所得税で38万円・住民税で33万円、19歳以上23歳未満の子どもに対して所得税で63万円・住民税で45万円とした。

給与所得のみとし、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除は給与所得者の平均とした。

住民税の均等割りは4千円とした。高校授業料は一律12万円とした。

（出所）国税庁「民間給与実態調査」等から当社作成

試算結果によると、④「13,000円支給、配偶者控除なし、給付付き税額控除5万円」の場合は子どものいない世帯の負担増も軽減され、3歳未満の子どもを持つ世帯以外では概ね低所得層への所得再配分機能が有効に働く<sup>2</sup>。また、子ども手当支給の対象外である高校生や大学生の子どもを持つ世帯も恩恵を受けることができる。しかし、上記のように一律の給付付き税額控除を実行した場合、子どもの人数による恩恵拡大が小さくなるため、子育て負担の軽減目的としては課題が残る。また、給付を受けられる所得水準を意識し、勤労意欲の減退を招くことも懸念される。従って、アメリカで導入されている給付付き税額控除<sup>3</sup>を参考に、世帯所得や子どもの人数によって控除額に差を設ける等の工夫が必要である。

給付付き税額控除の導入にあたっては所得の正確な把握が必要となるため、国民に番号を割り振る番号制度の導入という制度面での課題が生じるが、最近では、消費税の逆進性対策として給付付き税額控除への期待が高まっており、政府内でも納税分野と社会保障分野での活用を目的に共通番号制度の導入を目指す動きが活発化している。給付付き税額控除導入の際は、逆進性対策だけでなく子育て世帯への所得再配分の役割を意識した制度設計も検討すべきである。

<sup>2</sup> 3歳未満の子どもを持ち、旧制度において児童手当の満額支給を受けていた世帯は、制度移行に伴い負の影響が大きくなる。

<sup>3</sup> アメリカの給付付き税額控除は、所得の増加に伴い控除の額が拡大し、一定の水準に到達後は所得の増加に伴い控除の額が縮小する仕組みとなっており、勤労意欲の促進効果と低所得層への再配分機能を併せ持つ。

また、子どもの人数増加に伴い控除額が拡大するため、子育て支援策としての効果も期待できる。

【参考】

◇片働き世帯 ⑤給付付き税額控除額が所得水準と子どもの人数によって変動するケース  
～控除額の前提～

単位:万円

年収	控除額
300	2
500	3
700	5
1000	2

子ども1人につき、控除額に2万円加算

単位：万円

年収	子どもなし	子ども1人				子ども2人				子ども3人		
		3歳未満	3歳～小学生	中学生	高校生	3歳未満と小学生	小学生と中学生	中学生と高校生	高校生と大学生	3歳未満と小学生2人	小学生と中学生と高校生	中学生と高校生と大学生
<b>⑤13,000円支給・配偶者控除なし・給付付き税額控除(所得と子どもの人数により控除額変動)</b>												
300	-3.2	-2.8	3.2	9.2	9.7	3.6	15.6	21.8	12.6	12.1	31.7	29.7
500	-4.1	-4.5	1.5	7.5	9.1	1.9	13.9	21.0	11.4	8.3	27.4	23.8
700	-5.9	-9.5	-3.5	2.5	2.1	-5.0	7.0	16.6	10.2	-0.5	21.1	21.1
1000	-8.9	-2.2	-2.2	-2.2	-9.2	4.5	4.5	5.6	0.9	11.2	12.3	7.6

注：共働き世帯で配偶者控除を受けている世帯を含む

基礎控除は所得税で38万円、住民税で33万円とした。

税制改正後の扶養控除は16歳以上18歳以下の子どもに対して所得税で38万円・住民税で33万円、

19歳以上23歳未満の子どもに対して所得税で63万円・住民税で45万円とした。

給与所得のみとし、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除は給与所得者の平均とした。

住民税の均等割りは4千円とした。高校授業料は一律12万円とした。

(出所) 国税庁「民間給与実態調査」等から当社作成

◇共働き世帯への影響

単位：万円

年収	子どもなし	子ども1人				子ども2人				子ども3人		
		3歳未満	3歳～小学生	中学生	高校生	3歳未満+小学生	小学生+中学生	中学生+高校生	高校生+大学生	3歳未満と小学生2人	小学生と中学生と高校生	中学生と高校生と大学生
<b>①13,000円支給・配偶者控除あり(②の場合も同じ)</b>												
300	0.0	-1.6	4.4	10.4	9.6	2.8	14.8	20.0	9.9	4.3	23.7	21.7
500	0.0	-3.5	2.5	8.5	8.8	0.1	12.1	19.2	9.6	4.5	23.6	20.0
700	0.0	-7.3	-1.3	4.7	6.2	-6.9	5.1	14.7	8.3	-4.4	17.2	16.8
1000	0.0	4.7	4.7	4.7	5.8	9.4	9.4	10.5	5.8	14.1	15.2	10.5
<b>③20,000円支給・配偶者控除なし</b>												
300	0.0	6.8	12.8	18.8	9.6	19.6	31.6	28.4	9.9	29.5	40.5	30.1
500	0.0	4.9	10.9	16.9	8.8	16.9	28.9	27.6	9.6	29.7	40.4	28.4
700	0.0	1.1	7.1	13.1	6.2	9.9	21.9	23.1	8.3	20.8	34.0	25.2
1000	0.0	13.1	13.1	13.1	5.8	26.2	26.2	18.9	5.8	39.3	32.0	18.9
<b>④13,000円支給・配偶者控除なし・給付付き税額控除5万円</b>												
300	5.0	3.4	9.4	15.4	14.6	7.8	19.8	25.0	14.9	9.3	28.7	26.7
500	5.0	1.5	7.5	13.5	13.8	5.1	17.1	24.2	14.6	9.5	28.6	25.0
700	5.0	-2.3	3.7	9.7	11.2	-1.9	10.1	19.7	13.3	0.6	22.2	21.8
1000	5.0	9.7	9.7	9.7	10.8	14.4	14.4	15.5	10.8	19.1	20.2	15.5

注：基礎控除は所得税で38万円、住民税で33万円とした。

税制改正後の扶養控除は16歳以上18歳以下の子どもに対して所得税で38万円・住民税で33万円、19歳以上23歳未満の子どもに対して所得税で63万円・住民税で45万円とした。

給与所得のみとし、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除は給与所得者の平均とした。

住民税の均等割りは4千円とした。高校授業料は一律12万円とした。

(出所) 国税庁「民間給与実態調査」等から当社作成